

千葉県報

定例
令和5年12月5日

第13895号

千葉県報

令和5年12月5日(火曜日)

主要目次

- 地方自治法に基づく指定納付受託者の名称の変更
- 地方自治法に基づく指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地の変更 (二件)
- 千葉県農林業共同利用施設災害復旧事業補助金交付要綱の一部を改正する告示
- 農林業共同利用施設災害復旧事業補助金交付要綱の一部を改正する告示
- 道路区域の変更
- 土砂災害警戒区域の指定 (二件)
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (二件)
- 特定調達公告
- 入札公告
- 落札者等の公告

告示

告示

千葉県告示第四百六十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第三項の規定により、寄附金(株式会社トラストバンクがインターネットを通じて提供する役務を利用して納付されるものに限る。)の納付事務の委託を受ける指定納付受託者の名称の変更について次のとおり届出があった。

令和五年十二月五日

名	称	住所又は事務所の所在地	納付事務の委託を受けることができる期間	変更年月日
変更前	ちばぎんカード株式会社	千葉県美浜区中瀬二丁目六番地	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	令和五年十月一日
変更後	ちばぎんカード株式会社	同上	同上	同上

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第四百六十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第三項の規定によ

り、千葉県県税条例(平成十九年千葉県条例第一号)に基づく個人の事業税(普通徴収のものに限る。)及び不動産取得税(普通徴収のものに限る。)を納付させる指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和五年十二月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

名	称	住所又は事務所の所在地	納付事務の委託を受けることができる期間	変更年月日
変更前	ちばぎんカード株式会社	千葉県美浜区中瀬二丁目六番地一	令和五年十月一日から令和六年三月三十一日まで	令和五年十月一日
変更後	ちばぎんカード株式会社	千葉県美浜区中瀬二丁目六番地一	同上	同上

千葉県告示第四百六十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第三項の規定により、寄附金(株式会社トラストバンクがインターネットを通じて提供する役務を利用して納付されるものに限る。)の納付事務の委託を受ける指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和五年十二月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

名	称	住所又は事務所の所在地	納付事務の委託を受けることができる期間	変更年月日
変更前	ちばぎんカード株式会社	千葉県美浜区中瀬二丁目六番地一	令和五年十月一日から令和六年三月三十一日まで	令和五年十月一日
変更後	ちばぎんカード株式会社	千葉県美浜区中瀬二丁目六番地一	同上	同上

千葉県農林業共同利用施設災害復旧事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年十二月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第四百七十号

千葉県農林業共同利用施設災害復旧事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

千葉県農林業共同利用施設災害復旧事業補助金交付要綱(昭和四十三年千葉県告示第二百八十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「森林組合連合会等」を「生産森林組合、森林組合連合会、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令(昭和二十五年政令第五百二十二号)第一条の二第一号に掲げる法人、同条第二号に掲げる法人(水産業の振興を主たる目的とする法人を除く。)、県内の地方公共団体等」に、「その」を「行うその」に改め、「を行なう」を削り、「以下「規則」を「昭和三十三年千葉県規則第五十三号。以下「規則」に改める。

第二条第一項中「こう水」を「洪水」に、「十万円」を「四十万円」に、「農林大臣」を「農林水産大臣」に、「三万円」を「十三万円」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 この要綱において「共同利用施設」とは、県内の地方公共団体以外の者の所有に係るものにあつては農林産物(その加工物を含む。)倉庫、農林業用生産資材倉庫、農林産物処理加工施設、農林業用生産資材(堆肥その他の自給的資材に限る。)製造施設、共同作業場、産地市場施設、種苗生産施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、農林業用機具修理施設、通信施設、電気供給施設、冷蔵施設、給水施設、林産物搬送施設、家畜診療施設、公害防止施設(農林産物の生産又は処理加工に伴つて生ずる公害の防止のために必要なものに限る。以下同じ。)、鳥獣侵入防止施設等をいい、県内の地方公共団体の所有に係るものにあつては種苗生産施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、公害防止施設、鳥獣侵入防止施設等をいう。

第二条の次に次の一条を加える。
(適用除外)

第二条の二 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する災害復旧事業については適用しない。

- 一 経済効果の小さいもの
- 二 維持工事とみるべきもの
- 三 明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの
- 四 著しく維持管理の義務を怠つたことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの
- 五 災害復旧事業以外の事業の施行中に生じた災害に係るもの

第三条の見出しを「(事業の種類、補助額算定の基礎となる経費及び補助率)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者(法人その他の団体にあつては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者)をいう。以下同じ。)(が次の各号のいずれかに

に該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

二 次のいずれかに該当する行為(ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。))又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

第四条中「災害発生後四十日以内」を「知事が定める期日まで」に改める。
第五条中「者は、」の下に「知事が定める期日まで」を加える。
第六条第一号イ中「二十パーセント」を「三十パーセント」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第三号中「すみやかに」を「速やかに」に改める。
第八条中「十一月三十日」を「十二月三十一日」に、「十二月十日」を「一月二十日」に改める。

第九条中「あつた」を「決定に係る」に改める。
第十二条を次のように改める。
(暴力団密接関係者)

第十二条 規則第十七条第一項第三号の知事が定める者は、第三条第二項第二号又は第三号に該当する者(補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体)とする。

別記第1号様式中「第1号様式」を「第1号様式(第四号)」に、「
「密令地」を「埋田者」に、「および」を「及び」に、「
「施設名」を「施設名」に、「または」を「又は」に、「
組合員数」を「人」に、「
「あひせて」を「併せて」に、「イカ年」を「イカ年」に、「
「利用職」を「内閣令員」に、「非密令員」を「利用職」に、「
「利用者数」を「内閣令員」に、「非密令員」を「利用者数」に、「

「たとえば」を「例えば」に、「コンクレーン」を「コンクリート」に、「たい積土砂」を「堆積土砂」に、「ならびに」を「並びに」に改める。
 別記第 2 号様式中「第 2 号様式」を「第 1 号様式（第五条）」に、「組合長」を「申請者」に、「2 収支予算書」を「2 収支予算書」に改める。

3 誓約書（千葉県農林業共同利用施設災害復旧事業補助金交付要綱第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しない旨を誓約したもの）及び役員等名簿「農業協同組合」を「団体名」に、「および」を「及び」に、「あわせて」を「併せて」に、「ならびに」を「並びに」に改める。

別記第 3 号様式中「第 3 号様式」を「第 3 号様式（第七条）」に、「組合長」を「申請者」に改める。

別記第 4 号様式中「第 4 号様式」を「第 4 号様式（第八条）」に、「年度農林業共同利用施設災害復旧事業状況報告書」を「年度農林業共同利用施設災害復旧事業遂行状況報告書」に、「組合長」を「報告者」に、「進捗率」を「進捗率」に改める。

別記第 5 号様式中「第 5 号様式」を「第 5 号様式（第九条）」に、「組合長」を「報告者」に、「別記第 2 号様式」を「第 1 号様式」に改める。

別記第 6 号様式中「第 6 号様式」を「第 6 号様式（第十条）」に、「組合長」を「請求者」に、「令連」を「額の確定」に改める。
 別記第 7 号様式中「第 7 号様式」を「第 7 号様式（第十一条）」に、「密合規」を「請求者」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の千葉県農林業共同利用施設災害復旧事業補助金交付要綱の規定は、令和五年度分の予算に係る補助金から適用する。

農林業共同利用施設災害復旧事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年十二月五日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県告示第四百七十一号

農林業共同利用施設災害復旧事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

農林業共同利用施設災害復旧事業補助金交付要綱（昭和四十六年千葉県告示第九百八十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「農事組合法人又は任意組合」を「任意組合が行う」に改め、「を行なう」を削り、「基づき農事組合法人又は」を「基づき」に改める。

第二条第一項中「農林産物加工施設」を「農林産物処理加工施設、農林業用生産資材（堆肥その他の自給的資材に限る。）製造施設」に、「農機具修理施設、木材流送施設、家畜診療施設」を「農林業用機具修理施設、林産物搬送施設、家畜診療施設、公害防止施設（農林産物の生産又は処理加工に伴って生ずる公害の防止のために必要なものに限る。）、鳥獣侵入防止施設」に改め、同条第三項中「こう水」を「洪水」に、「十万円」を「四十万円」に、「三万円」を「十三万円」に改める。

第三条中「一」を「いずれかに」に改め、同条中第三号を第四号とし、同条第二号中「疎漏等」を「施行の粗漏」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 維持工事とみるべきもの

第三条に次の一号を加える。

五 災害復旧事業以外の事業の施行中に生じた災害に係るもの

第四条に次の一号を加える。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う任意組合の役員等（業務を執行する組合員、組合長若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該任意組合の経営に関与している者又は当該任意組合の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

二 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

第五条中「災害発生後四十日以内」を「知事が定める期日まで」に改める。
 第六条第一号イ中「二十パーセント」を「三十パーセント」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第三号中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第八条中「十一月三十日」を「十二月三十一日」に、「十二月十日」を「一月二十日」に改める。

第十二条を次のように改める。

(暴力団密接関係者)

第十二条 規則第十七条第一項第三号の知事が定める者は、その役員等が第四条第二項第二号又は第三号に該当する者である任意組合とする。

別表中「農事組合法人又は」を削る。

別記第一号様式中「圃」を削り、「および」を「及び」に、「たとえば」を「例えば」に、「コンクリーマン」を「コンクリーマン」に、「または」を「又は」に、「おわけて」を「併せて」に、「たい積土砂」を「堆積土砂」に、「ならびに」を「並びに」に、「(3) 市町村長の発行する被害証明書」を「(3) 市町村長の発行する被害証明書」を

改める。
別記第二号様式から第六号様式までの規定中「圃」を削る。

附則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の農林業共同利用施設災害復旧事業補助金交付要綱の規定は、令和五年度分の予算に係る補助金から適用する。

千葉県告示第四百七十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び夷隅土木事務所において、令和五年十二月五日から三週間、縦覧に供する。

令和五年十二月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 天津小湊夷隅線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長	摘要
勝浦市名木字 桜田一七九番 一地先から上	前A + B	一一・〇〇メートルから 三三・一〇メートルまで 一三・五〇メートルから	一二〇・〇〇メー トル 一三五・五〇メー	A及び Bは、関 係図面に

植野字千里六一九番一地先まで	後A	三三・〇〇メートルまで 一一・〇〇メートルから 三三・一〇メートルまで	トル 一二〇・〇〇メー トル	表示する敷地の区分をいう。
----------------	----	---	----------------------	---------------

千葉県告示第四百七十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和五年十二月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	自然現象の種類
興津久保山台	勝浦市興津久保山台、台宿及び浜行川の区域のうち、次の図面に示す区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
一		
上植野二五	勝浦市上植野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上植野二六	勝浦市上植野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上植野二七	勝浦市上植野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上植野二八	勝浦市上植野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上植野二九	勝浦市上植野及び台宿の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上植野三〇	勝浦市上植野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上植野三一	勝浦市上植野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上植野三二	勝浦市上植野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上植野三三	勝浦市上植野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上植野三四	勝浦市上植野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

上植野三五	勝浦市上植野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上植野三六	勝浦市上植野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上植野三七	勝浦市上植野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上植野三八	勝浦市上植野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上植野三九	勝浦市上植野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上植野四〇	勝浦市上植野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上植野四一	勝浦市上植野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大森二八	勝浦市大森の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大森二九	勝浦市大森の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大森三〇	勝浦市大森の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大森三一	勝浦市大森の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大森三二	勝浦市大森の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大森三三	勝浦市大森の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大森三四	勝浦市大森の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大沢八	勝浦市大沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大沢九	勝浦市大沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大沢一〇	勝浦市大沢及び浜行川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大沢一一	勝浦市大沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大沢一二	勝浦市大沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
浜行川一四	勝浦市浜行川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
浜行川一五	勝浦市浜行川及び大沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
浜行川一六	勝浦市浜行川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
浜行川一七	勝浦市浜行川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
浜行川一八	勝浦市浜行川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
浜行川一九	勝浦市浜行川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
浜行川二〇	勝浦市浜行川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
台宿七	勝浦市台宿の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
台宿八	勝浦市台宿及び鴨川市内浦の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
台宿九	勝浦市台宿の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
台宿一〇	勝浦市台宿の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
名木一	勝浦市名木及び大森の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
岩船二九	いすみ市岩船の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
岩船三〇	いすみ市岩船及び小沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
岩船三一	いすみ市岩船の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
岩船三二	いすみ市岩船の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
岩船三三	いすみ市岩船の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

大原台七	大原台六	大原台五	大原台四	大原台三	大原台二	小沢五六	小沢五五	小沢五四	小沢五三	小沢五二	小沢五一	小沢五〇	小沢四九	小沢四八	小沢四七	岩船三四	
図面に示す区域 いすみ市大原台の区域のうち、次の	図面に示す区域 いすみ市大原台の区域のうち、次の	図面に示す区域 いすみ市大原台の区域のうち、次の	図面に示す区域 いすみ市大原台の区域のうち、次の	図面に示す区域 いすみ市大原台、夷隅郡御宿町久保及びいすみ市小池の区域のうち、次の	図面に示す区域 いすみ市大原台及び小池の区域のうち、次の	図面に示す区域 いすみ市小沢の区域のうち、次の	図面に示す区域 いすみ市小沢の区域のうち、次の	図面に示す区域 いすみ市小沢の区域のうち、次の	図面に示す区域 いすみ市小沢の区域のうち、次の	図面に示す区域 いすみ市小沢及び小池の区域のうち、次の	図面に示す区域 いすみ市小沢及び大原台の区域のうち、次の	図面に示す区域 いすみ市小沢の区域のうち、次の	図面に示す区域 いすみ市小沢の区域のうち、次の	図面に示す区域 いすみ市小沢の区域のうち、次の	図面に示す区域 いすみ市小沢の区域のうち、次の	図面に示す区域 いすみ市岩船の区域のうち、次の	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
下布施五四	下布施五三	下布施五二	下布施五一	下布施五〇	下布施四九	下布施四八	下布施四七	下布施四六	下布施四五	下布施四四	下布施四三	下布施四二	下布施四一	大原台一一	大原台一〇	大原台九	大原台八
図面に示す区域 いすみ市下布施の区域のうち、次の	図面に示す区域 いすみ市下布施の区域のうち、次の	図面に示す区域 いすみ市下布施の区域のうち、次の	図面に示す区域 いすみ市下布施の区域のうち、次の	図面に示す区域 いすみ市下布施の区域のうち、次の	図面に示す区域 いすみ市下布施の区域のうち、次の	図面に示す区域 いすみ市下布施の区域のうち、次の	図面に示す区域 いすみ市下布施の区域のうち、次の	図面に示す区域 いすみ市下布施の区域のうち、次の	図面に示す区域 いすみ市下布施の区域のうち、次の	図面に示す区域 いすみ市下布施の区域のうち、次の	図面に示す区域 いすみ市下布施及び上布施の区域のうち、次の	図面に示す区域 いすみ市下布施の区域のうち、次の	図面に示す区域 いすみ市下布施の区域のうち、次の	図面に示す区域 いすみ市大原台の区域のうち、次の	図面に示す区域 いすみ市大原台の区域のうち、次の	図面に示す区域 いすみ市大原台の区域のうち、次の	図面に示す区域 いすみ市大原台の区域のうち、次の
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

上布施四二	上布施四一	上布施四〇	上布施三九	小池三五	小池三四	小池三三	小池三二	小池三一	小池三〇	小池二九	小池二八	小池二七	下布施五八	下布施五七	下布施五六	下布施五五
いすみ市上布施の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市上布施の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市上布施及び夷隅郡御宿町上布施の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市上布施の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市小池の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市小池及び小沢の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市小池の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市小池の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市小池の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市小池の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市小池の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市小池の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市小池の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市下布施の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市下布施の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市下布施の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市下布施の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

小土呂一七	小土呂一六	紺屋一	下大多喜一五	下大多喜一四	下大多喜一三	下大多喜一二	下大多喜一一	下大多喜一〇	下大多喜九	下大多喜八	下大多喜七	下大多喜六	下大多喜五	下大多喜四	船子六	上布施四三
夷隅郡大多喜町小土呂の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町小土呂の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町紺屋及び田丁の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町下大多喜の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町下大多喜の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町下大多喜の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町下大多喜の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町下大多喜の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町下大多喜の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町下大多喜の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町下大多喜の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町下大多喜の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町下大多喜の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町下大多喜及びいすみ市増田の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町下大多喜の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町船子の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市上布施の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

七本一八	夷隅郡御宿町七本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
七本一七	夷隅郡御宿町七本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
御宿台二五	夷隅郡御宿町御宿台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
御宿台二四	夷隅郡御宿町御宿台及び浜の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
御宿台二三	夷隅郡御宿町御宿台及び浜の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
御宿台二二	夷隅郡御宿町御宿台及び実谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
田丁一	夷隅郡大多喜町田丁の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
新丁三	夷隅郡大多喜町新丁及び船子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
横山一七	夷隅郡大多喜町横山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
泉水八	夷隅郡大多喜町泉水及び田丁の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
森宮六	夷隅郡大多喜町森宮及び船子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
森宮五	夷隅郡大多喜町森宮の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
森宮四	夷隅郡大多喜町森宮の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小土呂二一	夷隅郡大多喜町小土呂の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小土呂二〇	夷隅郡大多喜町小土呂及び市原市米原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小土呂一九	夷隅郡大多喜町小土呂の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小土呂一八	夷隅郡大多喜町小土呂の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

千葉県告示第四百七十四号

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び夷隅土木事務所に備えて縦覧に供する。）

七本一九	夷隅郡御宿町七本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
七本二〇	夷隅郡御宿町七本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
七本二一	夷隅郡御宿町七本及び実谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
実谷九	夷隅郡御宿町実谷及び七本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
実谷一〇	夷隅郡御宿町実谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
実谷一一	夷隅郡御宿町実谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
実谷一二	夷隅郡御宿町実谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
実谷一三	夷隅郡御宿町実谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
実谷一四	夷隅郡御宿町実谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
実谷一五	夷隅郡御宿町実谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
実谷一六	夷隅郡御宿町実谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
実谷一七	夷隅郡御宿町実谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
実谷一八	夷隅郡御宿町実谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
実谷一九	夷隅郡御宿町実谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
浜一三	夷隅郡御宿町浜の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和五年十二月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
五郷内三	香取市五郷内の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
五郷内四	香取市五郷内の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
五郷内五	香取市五郷内の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
五郷内六	香取市五郷内及び久保のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
五郷内七	香取市五郷内の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
香取二	香取市香取及び新部の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
香取三	香取市香取の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
香取四	香取市香取の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
香取五	香取市香取の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
新部一	香取市新部及び香取の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上小川一	香取市上小川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上小川二	香取市上小川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
仁良一	香取市仁良の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
仁良二	香取市仁良の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
仁良三	香取市仁良の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

仁良四	香取市仁良の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
仁良五	香取市仁良の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
仁良六	香取市仁良の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
仁良七	香取市仁良の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
長岡一	香取市長岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
長岡二	香取市長岡及び仁良の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
長岡三	香取市長岡及び鳩山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
長岡四	香取市長岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
長岡五	香取市長岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
長岡六	香取市長岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
長岡七	香取市長岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
長岡八	香取市長岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
長岡九	香取市長岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
米野井一	香取市米野井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
米野井二	香取市米野井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
米野井三	香取市米野井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
米野井四	香取市米野井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
米野井五	香取市米野井及び小見の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

米野井六	香取市米野井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
片野一	香取市片野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
片野二	香取市片野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
片野三	香取市片野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
貝塚九	香取市貝塚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
貝塚一〇	香取市貝塚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
貝塚一一	香取市貝塚及び香取郡東庄町小貝野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
貝塚一二	香取市貝塚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
貝塚一三	香取市貝塚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
貝塚一四	香取市貝塚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
貝塚一五	香取市貝塚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
貝塚一六	香取市貝塚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
貝塚一七	香取市貝塚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
貝塚一八	香取市貝塚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
田部八	香取市田部の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
田部九	香取市田部の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
田部一〇	香取市田部の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
田部一一	香取市田部の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

田部一二	香取市田部の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
田部一三	香取市田部の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
田部一四	香取市田部の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
田部一五	香取市田部の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
府馬五	香取市府馬の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
府馬六	香取市府馬の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
神崎神宿四	香取郡神崎町神崎神宿及び並木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
神崎本宿六	香取郡神崎町神崎本宿の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
神崎本宿七	香取郡神崎町神崎本宿及び並木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
神崎本宿八	香取郡神崎町神崎本宿及び神崎神宿の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大貫三	香取郡神崎町大貫の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大貫四	香取郡神崎町大貫及び四季の丘の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大貫五	香取郡神崎町大貫の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大貫六	香取郡神崎町大貫の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
並木六	香取郡神崎町並木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
並木七	香取郡神崎町並木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
並木八	香取郡神崎町並木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

郡六	香取郡神崎町郡、四季の丘及び藤の台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
新三	香取郡神崎町新の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
新四	香取郡神崎町新の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
立野三	香取郡神崎町立野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
立野四	香取郡神崎町立野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
武田六	香取郡神崎町武田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
武田七	香取郡神崎町武田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
武田八	香取郡神崎町武田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
羽計五	香取郡東庄町羽計及び新宿の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
羽計六	香取郡東庄町羽計の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
羽計七	香取郡東庄町羽計及び笹川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
笹川一	香取郡東庄町笹川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
笹川二	香取郡東庄町笹川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
笹川三	香取郡東庄町笹川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
青馬一〇	香取郡東庄町青馬の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
青馬一一	香取郡東庄町青馬の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
青馬一二	香取郡東庄町青馬及び窪野谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

青馬一三	香取郡東庄町青馬の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
谷津三	香取郡東庄町谷津及び羽計の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
今郡八	香取郡東庄町今郡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
今郡九	香取郡東庄町今郡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
高部一	香取郡東庄町高部及び青馬の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

(「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び香取土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第四百七十五号
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。
 令和五年十二月五日

千葉県知事 熊谷 俊 人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
興津久保山台	勝浦市興津久保山台、台宿及び浜行川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上植野二五	勝浦市上植野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上植野二六	勝浦市上植野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上植野二七	勝浦市上植野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上植野二八	勝浦市上植野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上植野二九	勝浦市上植野及び台宿の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

大森三二	勝浦市大森の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大森三一	勝浦市大森の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大森三〇	勝浦市大森の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大森二九	勝浦市大森の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大森二八	勝浦市大森の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上植野四一	勝浦市上植野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上植野四〇	勝浦市上植野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上植野三九	勝浦市上植野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上植野三八	勝浦市上植野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上植野三七	勝浦市上植野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上植野三六	勝浦市上植野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上植野三五	勝浦市上植野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上植野三四	勝浦市上植野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上植野三三	勝浦市上植野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上植野三二	勝浦市上植野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上植野三一	勝浦市上植野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上植野三〇	勝浦市上植野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
	域のうち、次の図面に示す区域		

大森三三	勝浦市大森の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大森三四	勝浦市大森の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大沢八	勝浦市大沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大沢九	勝浦市大沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大沢一〇	勝浦市大沢及び浜行川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大沢一一	勝浦市大沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大沢一二	勝浦市大沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
浜行川一四	勝浦市浜行川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
浜行川一五	勝浦市浜行川及び大沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
浜行川一六	勝浦市浜行川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
浜行川一七	勝浦市浜行川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
浜行川一八	勝浦市浜行川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
浜行川一九	勝浦市浜行川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
浜行川二〇	勝浦市浜行川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
台宿七	勝浦市台宿の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
台宿八	勝浦市台宿及び鴨川市内浦の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

小沢五二	小沢五一	小沢五〇	小沢四九	小沢四八	小沢四七	岩船三四	岩船三三	岩船三二	岩船三一	岩船三〇	岩船二九	名木一	台宿一〇	台宿九
いすみ市小沢及び小池の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市小沢の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市小沢及び大原台の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市小沢の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市小沢の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市小沢の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市岩船の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市岩船の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市岩船の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市岩船の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市岩船及び小沢の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市岩船の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市名木及び大森の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市台宿の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市台宿の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

下布施四二	下布施四一	大原台一一	大原台一〇	大原台九	大原台八	大原台七	大原台六	大原台五	大原台四	大原台三	大原台二	小沢五六	小沢五五	小沢五四	小沢五三
いすみ市下布施及び上布施の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市下布施の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市大原台の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市大原台の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市大原台の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市大原台の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市大原台の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市大原台の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市大原台の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市大原台の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市大原台、夷隅郡御宿町久保及びいすみ市小池の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市大原台及び小池の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市小沢の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市小沢の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市小沢の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市小沢の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

小池二七	下布施五八	下布施五七	下布施五六	下布施五五	下布施五四	下布施五三	下布施五二	下布施五一	下布施五〇	下布施四九	下布施四八	下布施四七	下布施四六	下布施四五	下布施四四	下布施四三
ち、次の図面に示す区域	いすみ市下布施の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市下布施の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市下布施の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市下布施の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市下布施の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市下布施の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市下布施の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市下布施の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市下布施の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市下布施の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市下布施の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市下布施の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市下布施の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市下布施の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市下布施の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市下布施の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

下大多喜四	船子六	上布施四三	上布施四二	上布施四一	上布施四〇	上布施三九	小池三五	小池三四	小池三三	小池三二	小池三一	小池三〇	小池二九	小池二八
す区域	夷隅郡大多喜町下大多喜の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町船子の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市上布施の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市上布施の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市上布施及び夷隅郡御宿町上布施の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市上布施の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市小池及び小沢の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市小池及び大原台の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市小池の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市小池の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市小池の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市小池の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市小池の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市小池の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

下大多喜五	夷隅郡大多喜町下大多喜及びいすみ市増田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下大多喜六	夷隅郡大多喜町下大多喜の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下大多喜七	夷隅郡大多喜町下大多喜の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下大多喜八	夷隅郡大多喜町下大多喜の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下大多喜九	夷隅郡大多喜町下大多喜の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下大多喜一〇	夷隅郡大多喜町下大多喜の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下大多喜一一	夷隅郡大多喜町下大多喜の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下大多喜一二	夷隅郡大多喜町下大多喜の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下大多喜一三	夷隅郡大多喜町下大多喜の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下大多喜一四	夷隅郡大多喜町下大多喜の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下大多喜一五	夷隅郡大多喜町下大多喜の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小土呂一六	夷隅郡大多喜町小土呂の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小土呂一七	夷隅郡大多喜町小土呂の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小土呂一八	夷隅郡大多喜町小土呂の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小土呂一九	夷隅郡大多喜町小土呂の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小土呂二〇	夷隅郡大多喜町小土呂及び市原市米原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小土呂二一	夷隅郡大多喜町小土呂の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
森宮四	夷隅郡大多喜町森宮の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
森宮五	夷隅郡大多喜町森宮の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
森宮六	夷隅郡大多喜町森宮及び船子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
泉水八	夷隅郡大多喜町泉水及び田丁の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
横山一七	夷隅郡大多喜町横山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
新丁三	夷隅郡大多喜町新丁及び船子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
田丁一	夷隅郡大多喜町田丁の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

御宿台二二	夷隅郡御宿町御宿台及び実谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
御宿台二三	夷隅郡御宿町御宿台及び浜の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
御宿台二四	夷隅郡御宿町御宿台及び浜の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
御宿台二五	夷隅郡御宿町御宿台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
七本一七	夷隅郡御宿町七本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
七本一八	夷隅郡御宿町七本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
七本一九	夷隅郡御宿町七本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
七本二〇	夷隅郡御宿町七本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
七本二一	夷隅郡御宿町七本及び実谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
実谷九	夷隅郡御宿町実谷及び七本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
実谷一〇	夷隅郡御宿町実谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
実谷一一	夷隅郡御宿町実谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
実谷一二	夷隅郡御宿町実谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
実谷一三	夷隅郡御宿町実谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
実谷一四	夷隅郡御宿町実谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

実谷一五	夷隅郡御宿町実谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
実谷一六	夷隅郡御宿町実谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
実谷一七	夷隅郡御宿町実谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
実谷一八	夷隅郡御宿町実谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
実谷一九	夷隅郡御宿町実谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
浜一三	夷隅郡御宿町浜の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び夷隅土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第四百七十六号
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。
 令和五年十二月五日

千葉県知事 熊谷 俊 人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
五郷内三	香取市五郷内の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
五郷内四	香取市五郷内の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
五郷内五	香取市五郷内の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
五郷内六	香取市五郷内及び久保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
五郷内七	香取市五郷内の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

香取二	香取市香取及び新部の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
香取三	香取市香取の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
香取四	香取市香取の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
香取五	香取市香取の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
新部一	香取市新部及び香取の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上小川一	香取市上小川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上小川二	香取市上小川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
仁良一	香取市仁良の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
仁良二	香取市仁良の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
仁良三	香取市仁良の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
仁良四	香取市仁良の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
仁良五	香取市仁良の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
仁良六	香取市仁良の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
仁良七	香取市仁良の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
長岡一	香取市長岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
長岡二	香取市長岡及び仁良の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

長岡三	香取市長岡及び鳩山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
長岡四	香取市長岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
長岡五	香取市長岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
長岡六	香取市長岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
長岡七	香取市長岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
長岡八	香取市長岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
長岡九	香取市長岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
米野井一	香取市米野井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
米野井二	香取市米野井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
米野井三	香取市米野井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
米野井四	香取市米野井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
米野井五	香取市米野井及び小見の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
米野井六	香取市米野井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
片野一	香取市片野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
片野二	香取市片野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
片野三	香取市片野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
貝塚九	香取市貝塚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

田部一五	田部一四	田部一三	田部一二	田部一一	田部一〇	田部九	田部八	貝塚一八	貝塚一七	貝塚一六	貝塚一五	貝塚一四	貝塚一三	貝塚一二	貝塚一一	貝塚一〇
次の図面に示す区域	香取市田部の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市田部の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市田部の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市田部の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市田部の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市田部の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市田部の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市貝塚の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市貝塚の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市貝塚の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市貝塚の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市貝塚の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市貝塚の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市貝塚及び香取郡東庄町小貝野の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市貝塚の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市貝塚の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

新四	新三	郡六	並木八	並木七	大貫六	大貫五	大貫四	大貫三	神崎本宿八	神崎本宿七	神崎本宿六	神崎本宿四	府馬六	府馬五
香取郡神崎町新の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町新の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町、四季の丘及び藤の台の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町並木の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町並木の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町大貫の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町大貫の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町大貫及び四季の丘の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町大貫の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町神崎本宿及び神崎神宿の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町神崎本宿及び並木の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町神崎本宿の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町神崎神宿及び並木の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市府馬の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市府馬の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

立野三	香取郡神崎町立野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
立野四	香取郡神崎町立野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
武田七	香取郡神崎町武田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
武田八	香取郡神崎町武田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
羽計五	香取郡東庄町羽計及び新宿の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
羽計六	香取郡東庄町羽計の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
羽計七	香取郡東庄町羽計及び笹川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
笹川ろ一	香取郡東庄町笹川ろの区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
笹川ろ二	香取郡東庄町笹川ろの区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
青馬一〇	香取郡東庄町青馬の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
青馬一一	香取郡東庄町青馬の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
青馬一二	香取郡東庄町青馬及び窪野谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
青馬一三	香取郡東庄町青馬の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
谷津三	香取郡東庄町谷津及び羽計の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
今郡八	香取郡東庄町今郡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

今郡九	香取郡東庄町今郡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
高部一	香取郡東庄町高部及び青馬の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

(「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び香取土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

入札公告
次のとおり一般競争入札に付する。
令和5年12月5日

千葉県立中央図書館長 宇井野 哲 男

- 入札に付する事項
 - 購入等件名及び数量 千葉県立図書館資料ICタグ貼付業務委託 一式
 - 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 履行期間 契約締結日から令和8年9月30日まで
 - 履行場所 千葉県立中央図書館長が指定する場所
 - 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難い者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。
- 入札に参加する者に必要な資格
 - 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - 物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者のうち、委託においてAの等級に格付けされている者であること。
 - この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
 - この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づき指名停止及び物品調達等の契約に係る

令和5年12月5日（火曜日）

<p>暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。</p> <p>(6) (1) から(5) までに掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒260-8660 千葉市中央区市場町11番1号 千葉県立中央図書館庶務課 電話043(224)0300</p> <p>(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.superals.jp/portalsPublic/</p> <p>(3) 入札説明書の交付期間 令和5年12月5日から27日まで（月曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで</p> <p>(4) 入札書の提出期限</p> <p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和6年1月18日午後1時 イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和6年1月18日午後1時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 令和6年1月18日午後2時 千葉県立中央図書館事務室</p> <p>4 低入札価格調査制度及び調査基準価格</p> <p>(1) この入札は、別に定める「委託業務低入札価格調査実施要領」に基づき実施する。</p> <p>(2) 調査基準価格は、予定価格に100分の70を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。</p> <p>5 低入札価格調査</p> <p>(1) 最低価格入札者（以下「第1順位者」という。）の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を実施する。</p> <p>(2) 第1順位者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならないことがある。</p> <p>(3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者（以下「低価格入札者」という。）は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。当該調査に協力しない者のした入札は、無効とする。</p> <p>(4) 低価格入札者は、開札日の翌日から起算して4日以内（この期間に千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日が含まれる場合にあつては、その日数は、算入しない。）に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成して提出しなければならない。なお、提出期限までに当該書類を提出しない者のした入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した</p>	<p>者を落札者とするところがある。</p> <p>(6) 落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する。</p> <p>(7) 低入札価格調査を受けた落札者との契約については、別に定める「低入札価格調査を経て契約する場合の特約条項」を契約書に特約条項として添付する。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。）第107条の規定によるものとする。</p> <p>イ 契約保証金 財務規則第99条の規定による。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県立中央図書館長から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年12月28日午後4時</p> <p>(イ) 提出先 3(2) 電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3(1)に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年12月28日午後4時</p> <p>(イ) 提出場所 3(1)に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県立中央図書館長が判断した入札者であつて、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたときであつて</p>
--	--

千葉県13895号

も、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。
(9) その他 詳細は、入札説明書による。

7 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Attaching IC tags to materials held by the Chiba Prefectural Library (1set)
- (2) Time limit for tender: 1:00 P.M., 18 January, 2024
- (3) Contact point for the notice: Chiba Prefectural Central Library, 11-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8660 Japan TEL 043-224-0300

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。

令和5年12月5日

千葉県知事 熊谷 俊人

【掲載順序】

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続
- ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項
- ①森林土木積算システム導入管理業務委託 一式 ②千葉県農林水産部森林課 千葉市中央区市場町1番1号 ③令和5年9月21日 ④株式会社エージェンソリューションズ 東京都千代田区神田小川町三丁目6番地 ⑤30,492,000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年7月25日

購読料

本号

一部

六六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八